

準中型免許 が新設されます!

1 「準中型免許」の新設により、18歳から運転できる自動車の範囲が広がります

■ 現行の普通免許では車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満の自動車を運転できませんが、「準中型免許」は、**車両総重量7.5トン未満・最大積載量4.5トン未満**の自動車を運転することができます。



■ 受験資格は普通免許と同じ**18歳以上**で、普通免許を受けていなくても**取得可能**です。

2 普通免許で運転できる自動車の範囲が狭まります

■ 「準中型免許」の新設に伴い、普通免許で運転できる自動車の**車両総重量・最大積載量**が5トン未満・3トン未満から**3.5トン未満・2トン未満**に引き下げられます。



■ これにより、改正後(平成29年3月12日以降)に取得する普通免許では、貨物輸送でよく使われる自動車の多くは運転できなくなります。

中型免許・大型免許は、改正前、改正後のどちらで取得しても、運転できる自動車の範囲は同じです

3 改正前に取得した普通免許で運転できる自動車の範囲は、改正後も変わりません

■ 改正前(平成19年6月2日～平成29年3月11日)に取得した普通免許は、改正後、車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満の自動車を運転することができる**5トン限定準中型免許**とみなされ、改正前に運転できた自動車を引き続き運転できます。



■ また、改正後に限定解除審査を受けて合格すれば、「準中型免許」に変更することができます。

※平成19年6月2日(中型免許の新設)よりも前に取得した普通免許は、平成19年6月2日以降、「8トン限定中型免許」に変更されている。(右図参照)

改正にかかわる各免許の受験資格

- 改正前**
- ◆ 普通免許……18歳以上
 - ◆ 中型免許……20歳以上で、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上
 - ◆ 大型免許……21歳以上で、中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して3年以上

- 改正後**
- ◆ 普通免許……18歳以上
 - ◆ 準中型免許……18歳以上
 - ◆ 中型免許……20歳以上で、準中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上
 - ◆ 大型免許……21歳以上で、中型免許、準中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して3年以上

改正にかかわる自動車の区分と各免許で運転できる自動車の範囲

改正前

普通自動車	中型自動車	大型自動車
<ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量 5トン未満 ● 最大積載量 3トン未満 ● 乗車定員 10人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量 5トン以上11トン未満 ● 最大積載量 3トン以上6.5トン未満 ● 乗車定員 11人以上29人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量 11トン以上 ● 最大積載量 6.5トン以上 ● 乗車定員 30人以上

普通免許 → (普通自動車)

中型免許 → (普通自動車, 中型自動車)

大型免許 → (普通自動車, 中型自動車, 大型自動車)

8トン限定中型免許 (平成19年6月1日以前に取得した普通免許) → (車両総重量8トン未満, 最大積載量5トン未満, 乗車定員10人以下)

改正後

普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
<ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量 3.5トン未満 ● 最大積載量 2トン未満 ● 乗車定員 10人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量 3.5トン以上 7.5トン未満 ● 最大積載量 2トン以上 4.5トン未満 ● 乗車定員 10人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量 7.5トン以上 11トン未満 ● 最大積載量 4.5トン以上 6.5トン未満 ● 乗車定員 11人以上29人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量 11トン以上 ● 最大積載量 6.5トン以上 ● 乗車定員 30人以上

普通免許 → (普通自動車)

準中型免許 → (普通自動車, 準中型自動車)

中型免許 → (普通自動車, 準中型自動車, 中型自動車) ▲改正前と同じ

大型免許 → (普通自動車, 準中型自動車, 中型自動車, 大型自動車) ▲改正前と同じ

8トン限定中型免許 (平成19年6月1日以前に取得した普通免許) → (車両総重量8トン未満, 最大積載量5トン未満, 乗車定員10人以下) ▲改正前と同じ

5トン限定準中型免許 (平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得した普通免許) → (車両総重量5トン未満, 最大積載量3トン未満, 乗車定員10人以下)

※車両総重量、最大積載量、乗車定員が、一つでも異なる自動車の区分の基準に当てはまる場合は、より大型の自動車に区分される。たとえば、改正後の自動車の区分では、最大積載量が2トン未満の自動車でも、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の場合は、普通自動車ではなく準中型自動車に区分される。

※各免許では、上図で示した自動車のほか、小型特殊自動車と原動機付自転車を運転することができる。

※第二種免許の区分は改正後も従来通り普通・中型・大型の3区分で、準中型の旅客自動車(バス・タクシーなど)を旅客運送のために運転する場合には中型第二種免許が必要。